

子ども・若者未来基金

～寄附制度のご案内～

相模原市では、次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、誰もが活躍できる社会を実現するために、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての若者が自立・活躍できる環境づくりを進めています。

こうした取組を長期的・安定的に進めていくために、市民・企業・団体の皆様からの寄附を「子ども・若者未来基金」へ積み立て、主に子どもの貧困対策や学力保障のほか、子育て支援や若者の自立支援などの財源として活用させていただきます。

《寄附制度の特徴》

○寄附金額を自由に設定できます。

【個人】・ふるさと納税制度に基づく寄附金として取り扱われます。

・寄附金額のうち2,000円を越える部分は税金から差し引かれます。

（上限額あり。現在市内にお住まいの方でも税控除が受けられます。）

・返礼品はありません。

【法人】・法人税法上、全額が損金に算入されます。

《寄附の流れ》

①寄附の申出

②寄附金の納入

③確定申告

※ワンストップ特例制度も
ご利用いただけます

【お問い合わせ、寄附のお申出先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 こども・若者未来局 こども・若者政策課

電話 042-769-8315 FAX 042-759-4395

E-mail: kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

